

令和5年

第3回忠岡町議会臨時会会議録

第2日

令和5年10月6日

忠岡町議会

令和5年 第3回忠岡町議会臨時会会議録（第2日）

令和5年10月6日午前10時、第3回忠岡町議会臨時会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1番 河瀬 成利議員	2番 今奈良幸子議員	3番 北村 孝議員
4番 小島みゆき議員	5番 二家本英生議員	6番 是枝 綾子議員
7番 松井 匡仁議員	8番 三宅 良矢議員	9番 前川 和也議員
10番 尾崎 孝子議員	11番 勝元由佳子議員	12番 河野 隆子議員

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	杉原 健士	副 町 長	井上 智宏
教 育 長	富本 正昭	町長公室長	立花 武彦
町長公室次長兼総務課長		町長公室次長兼企画人権課長	
	南 智樹		明松 隆雄
住民部長	谷野 栄二	住民部次長兼生活環境課長	
健康福祉部長	泉元 喜則		新城 正俊
産業まちづくり部長	村田 健次	教育部長	二重 幸生
教育部理事兼学校教育課長		消 防 長	森下 孝之
	石本 秀樹	消防次長兼消防予防課長	岸田 健二

（各課課長同席）

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	柏原 憲一
主 査	酒井 宇紀
主 査	岩間早百合

(会議の顛末)

議長(北村 孝議員)

おはようございます。

本日の出席議員は、全員出席でありますので、会議は、成立をいたしております。

議長(北村 孝議員)

ただいまから、会議を再開いたします。

(「午前10時00分」再開)

議長(北村 孝議員)

本日の議事日程を事務局長より報告をさせます。

議会事務局(柏原 憲一局長)

議長。

議長(北村 孝議員)

柏原事務局長。

議会事務局(柏原 憲一局長)

令和5年第3回忠岡町議会臨時会議事日程(2日目)について、ご報告申し上げます。

日程第1 議案第36号 忠岡町青少年センター条例の廃止について

(福祉文教常任委員会委員長報告)

日程第2 議案第37号 請負契約締結について(忠岡町民運動場グラウンド及び周辺整備工事)

(福祉文教常任委員会委員長報告)

日程第3 議案第38号 請負契約締結について(忠岡町民運動場建築及び解体工事)

(福祉文教常任委員会委員長報告)

日程第4 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

以上のとおりでございます。

議長(北村 孝議員)

日程第1 議案第36号から日程第3 議案第38号までの3件の議案についてを、一括して議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

ご異議ないものと認めます。

よって、日程第1 議案第36号から日程第3 議案第38号までの3件を一括議題といたします。

本件に関し、10月5日の本会議において、福祉文教常任委員会に付託しました議案を、常任委員会で内容の審査をした結果について、福祉文教常任委員会の委員長報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長、前川和也議員。

福祉文教常任委員会委員長（前川 和也議員）

はい。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

福祉文教常任委員会委員長（前川 和也議員）

議長の許可を頂戴しましたので、福祉文教常任委員会委員長報告を行います。

10月5日の本会議において本委員会に付託されました3件の案件については、10月5日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

まず1つ目、議案第36号 忠岡町青少年センター条例の廃止については、理事者から説明がなされ、そして質疑応答・反対討論・賛成討論もあり、採決の結果、賛成多数で可決されました。

反対討論としましては、「青少年センターを廃止しても、機能は生涯学習課で継続することです。生涯学習課は文化会館にあるので、青少年センターの位置を変更し、文化会館条例に追加すればよい。よって条例の廃止には反対します」との意見でした。

一方、賛成討論としては、「議会提案手続等の不備は認めているので改善を願った上で、本条例がこのまま残り続けることは、差し止め訴訟などの根拠を残すこととなる。それに伴い、工期に影響し補助金8,000万円がもらえなくなるというリスクを持ち続けることは、住民利益の観点からも望ましくなく、着実に工事を進めてもらいたい」との意見でした。

続きまして、議案第37号 請負契約締結について（忠岡町民運動場グラウンド及び周辺整備工事）は、理事者から説明がなされて、質疑応答があり、そして全会一致で可決されました。

最後に、議案第38号 請負契約締結について（忠岡町民運動場建築及び解体工事）については、理事者から説明がなされて、質疑応答と、そして反対討論、賛成討論もあり、採決の結果、賛成多数で可決されました。

まず、反対討論としては、「町民グラウンド改修工事は実施すべきものであるが、契約方法が指名競争入札であり、落札率99.5%と高く、競争原理が働いたとも思われない。原則、一般競争入札を行うべきであり、この契約については同意しかねる」ということでした。

一方、賛成の討論としては、「多くの住民から要望もあり、長年懸案であった水はけが

改修され、学校行事でも使用し、また公明党が要望していた防災力向上のためのマンホールトイレ、かまどベンチを整備していくことから賛成いたします」ということでした。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託されました3議案についての報告を終了いたします。

令和5年10月6日、福祉文教常任委員会委員長、前川和也。

議長（北村 孝議員）

ただいまの福祉文教常任委員会委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより議案1件ごとの討論及び採決を行います。

議長（北村 孝議員）

日程第1 議案第36号 忠岡町青少年センター条例の廃止について、討論を行います。討論ございませんか。

（「あり」の声あり）

議長（北村 孝議員）

討論をお受けいたします。まず、反対討論でございます。

6番（是枝 綾子議員）

はい。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

忠岡町青少年センター条例を廃止する条例について、討論を行います。

青少年センターの廃止は、水はけの悪い町民グラウンドの改修工事をするため、青少年センターを解体撤去を行うので、町の教育委員会はその条例そのものまでを廃止しようということで、本議会に上程されています。

日本共産党は、町民グラウンドの水はけが悪い問題を解決するために町民グラウンドの改修工事を求め、議会でも取り上げてきました。そして、やっと改修工事が実現すると大変喜んでおりました。

ところが、青少年センターを撤去した後、その機能を文化会館に移せば、この条例は廃止せずとも設置の場所の変更で済むのに、機能を文化会館にある生涯学習課に移すと、そう町は説明していますが、それなら文化会館の条例のところにも1行、青少年センターということを書き込めばよいのですが、条例ごと消し去る行為に出ています。青少年への施策

の後退であると私どもは考えます。

昨日の福祉文教常任委員会の忠岡町の答弁は、中学生までの児童・生徒を対象にした施策にしかならず、そもそもそういった青少年への施策が遅れているのに、そういった青少年への施策を進める根拠としての青少年センターの条例というものを廃止するということでもあります。

今、青少年の置かれている状況は、貧困、不登校、ひきこもりなどなどあり、求められているのは10代、20代、30代、青少年の居場所ではないでしょうか。この忠岡町には青少年の居場所がありません。勤労青少年ホームが廃止をされた影響は大きいのに、青少年センターまで条例で廃止されたら、青少年の施策を町が進める根拠条例というものが1つなくなってしまうということになります。青少年ホームで何もやっていないから廃止しても影響がないという、そういう答弁もありましたが、条例がなくなると、住民、議会から青少年の施策、そういったことを求められても、条例がないのですから、特にそういった義務がなくなるような、そういうふうにも思います。

町民から求められているのは青少年施策の推進です。本来、文化会館の条例に青少年センターの機能を追加することもせず、機能は生涯学習課に置くというのであれば、文化会館のその1階の生涯学習課のあの狭い執務室に、青少年が毎日五、六人たむろしてもいいんでしょうかと。居場所がない。そして、その対応、相談に乗る、そういったことをしてくれるんでしょうか。

代替施策もない残念な手法がとられたために、日本共産党は忠岡町青少年センター条例を廃止する条例に反対せざるを得ないということでもあります。

以上、反対討論といたします。

議長（北村 孝議員）

続いて、賛成討論はございませんか。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

議案第36号、忠岡町青少年センター条例の廃止につきまして、無所属の会の意見を申し上げます。

このセンターの役割につきましては、その事業が教育委員会やその他関係部署において引き継がれていること。現状のセンターがその役割を果たせていないこと。また、センターの移転につきましては、移転先でのスペースの確保など新たな問題が生じることなどを鑑み、忠岡町青少年センター条例の廃止議案については賛成をいたします。

しかしながら、今後の忠岡町の実情に応じ、この条例の持つ役割が必要と判断される場

合には、その時代と実情に即した新しい条例の制定を望みます。

以上です。

議長（北村 孝議員）

他に討論ございませんか。

反対討論ですか。勝元議員。

1 1 番（勝元由佳子議員）

私、反対の立場から討論させていただきます。

この議案第36号、忠岡町青少年センター条例の廃止についてですけれども、反対理由は3点です。

まず1点目、会議室がなくなるという点です。これについては、今年の年明けですね、3月議会の全員協議会の場でも少し申し上げさせていただきましたけれども、この事業ですね、町民グラウンドの改修事業のお話、説明、報告が初めて議会にあったのが、その3月議会の全員協議会の場でした。そのときもですね、忠岡町の位置的にちょうど真ん中、へその部分にあるここに会議室があるというところで、使い勝手がいいということをおっしゃっていただきましたけれども、文化会館は位置的にいうと線路から浜側で、やっぱり線路から上の東忠岡小学校区の者、特に役場から山側の方々についてはですね、物理的にも遠いですし、心の距離も遠いというところで、やっぱり使い勝手が悪いと。忠岡町は、特に他の自治体、市町村と比べても市民活動が本当になく、全く活発でないなあと私自身、思っています。もっと市民活動を活発にさせて、意識高揚を図るというのは、私は行政の重要な役割やと思っています。ですので、会議室機能が町の真ん中の位置になくなるというところで、まず1点、反対理由です。

次、2点目が事業の進め方の問題です。これも3月議会の全員協議会のその場で私もいろいろ意見なりさせていただきましたけれども、当時の和田議長も、設計の段階からね、やっぱり住民、議会の声を入れてほしいということをおっしゃってました。で、昨日もね、私、この本会議場で言わせていただきましたけれども、やっぱり我々議会に上がってきたときにもう既に絵が描かれていて、出来上がってしまっていると。声も聞かずに、勝手に町の職員と首長がね、広く住民の声も聞かずに多額の公費を投じて勝手に事業を進めるというところは、やっぱり住民としては到底納得がいかないというところがあります。

特にこの青少年センターの廃止という部分についてはですね、今回、忠岡町は工事と抱き合わせで出してきました。改修工事、改修事業をするに当たって、もう今は使われてもいない、機能もない、廃墟状態みたいになっているあの建物、要らんからどかせたいと、そういうことで抱き合わせで出してきましたけれども、本来はやっぱり次の3点目でも言いますが、忠岡町の教育の在り方をどうしていくのかという根本的な議論が必要だと。工事と抱き合わせでこうやって議会に出してきて、早く工事を進めなアカンから、もうこ

れ決めてしまわなあかんと、そういう拙速に決めるものじゃないと私は思ってます。で、こういう工事を早くしないといけない議案と抱き合わせで出してきて、その教育施設の存続を是非を問うということ自体、私はもう間違ってると思ってます。

次、3点目、これが私の一番の理由です。この青少年センターの本来の目的というところで言いますと、青少年の育成という機能になってきます。この機能がなくなるという部分です。私自身、この青少年センターに救われた子どもの1人として、今、討論させていただきます。恐らくこの議場におられる議員の方も、理事者側の皆さん方も恐らくご存じないかもしれませんが、この青少年センターが建ったのは昭和41年ですか、40年代の最初の頃ですよ。私自身、この青少年センターの中に日曜学校がありまして、昭和50年代ですね、使わせていただきました。実際、申込みも要らない、ただということですね、子どもが行きたいときに行って、日曜日、休みの日だけですけどもね、行きたいときに行って、そこに置いてあるもの、文房具類とか卓球とかいろいろありました。オルガンとかもあって、好きに使っていいと。自由に遊んでいいよという場やったんです。

で、当時、その日曜学校には3人の、多分非常勤の方やと思いますけど、配属というか置かれてまして、1人がおじいちゃん先生というか、教員か校長先生をもう定年で辞められたOBの方を置いておられたんです。それと、おばあちゃんの方と女性の方、中年の方と3人おられて、私自身、小学校時代の記憶と申しますと、学校よりもやっぱりこの青少年センターの日曜学校の記憶のほうが鮮明なんです。

ちょうど私自身が、子どものときに父親が亡くなりましてね、ここの日曜学校に通ってましたけども、そのいてるお三方の先生方がずっと気にかけてくれてたんです。で、そういうふうにも家にも家庭にも心の居場所のない子どもたちとかの居場所づくり、ほかの議員の方もおっしゃってたと思いますけども、そういう私も、もしかしたらぐれてたかもしれない、そういう子どもをね、そうやって親でも家庭でもない足らずの部分の補って、ちゃんと見てくれる大人がいると。そういう大人の見守りというんですか、今で言う心ケアになるのかどうかちょっと分かりませんが、そういう社会からこぼれ落ちるかもしれない子どもを救うというのが、やっぱり私はその青少年育成という部分の教育の一番大事な部分で、この青少年センターがもともと設置当時担ってた役割やと思うんです。

教育というのは、今、忠岡町の教育委員会自身、義務教育と申しますか、子どもたちの成績を上げるところに重きを置いてるのかと思いますけども、やっぱり教育って、お勉強と申しますか、学校でいい成績とるとか、いい大学行くとか、お勉強のほうじゃないと私は思ってるんです。人間を育てることじゃないでしょうかと思います。

で、設置当初の青少年センターは、本当にその機能、役割を十分果たしてたと思いますし、本当にいい教育を忠岡町やってたんですよ。逆に、なぜそういうのがなくなったのかなと、私も経緯は分かりませんが、本当にもったいなく思ってます。逆に、そうい

った機能を今の忠岡町の時代に合うように合わせて、そういう居場所づくり的な機能を持たせて存続させるというところでね、私は非常にこれを、青少年センターの条例を廃止して全く忠岡町からなくすということ自体、非常にもったいないですし、それは問題であると思っています。

で、教育委員会にお話、ちょっと昨日もお伺いしてましたけれども、その青少年センターの機能のうち、私がそうやって経験した日曜学校でいうならば、遊び場という部分の機能については児童館に移ってると思います。ですけれども、遊び場といっても児童館は非常勤の職員さん、配置はしてますけれども、じゃあ私がしていただいたように、子ども一人一人の個、個人の個ね、個を見つめたその大人の心配り、気配りというその心のケア的なところまでしてくれてたかという、私は今の児童館はね、勝手に遊べや状態で、ほったらかしやというところで、一番の青少年の育成の部分の機能はないと思います。

生涯学習課に機能残りますよと教育委員会もおっしゃいますけれども、生涯学習課の担う青少年育成事業というのは、もう今持っている町の外郭団体さんですよ、青少年振興の団体さんの管理の部分がほとんど、ほぼ100%やと思います。そういった本当の子どもたちといいますかね、そういう青少年の育成という言葉で言うと簡単ですけれども、そういったもともこのセンターが担ってた社会から救い上げようと、こぼれそうな子どもをできるだけ救っていこうという、そういった部分はやっぱり場所を変えてでも私は残すべきだと思っています。

教育長も昨日、常任委員会で相談窓口の機能という部分をね、おっしゃってましたけれども、確かにその教育委員会が認識されてる青少年センターの機能という部分では、相談窓口の機能がなくなったから廃止するんだという旨でおっしゃってましたけれども、もしかするとその、私が子どもの頃に経験したような、そういう本来の青少年育成事業を担ってた頃の青少年センターをご存じないから、そうおっしゃってるのかなとも思ったりしますけれども、百歩譲って、この町民グラウンドの改修工事、改修事業に、青少年センターの解体撤去がどうしても必要やということであれば、百歩譲って潰したとしても、やっぱり場所を変えても、この今私が言ってるようなほんとに当初の青少年センターが担ってたいい教育の部分は、青少年の育成事業の部分は、私は残してほしいんです。

で、今も。

議長（北村 孝議員）

勝元議員、すみません、発言の途中で。もう少しまとまりませんか。

11番（勝元由佳子議員）

すみません、話し下手で。

ですので、どうしても残していただきたいというところで、ここの今回ね、議員の皆さん方も工事を進めないかと、早く進めなあかんからというところでね、この条例廃止案に賛成しようと思っておられる方もおられると思いますけれども、今の現状だけ見たら、

確かにぼろいですし、もう機能してないですし、あの箱、要らんのじゃないかと思うかもしれませんが、やっぱりもともとの青少年センターを設置した当時のあの機能、役割というのを見ていただいたらといいますか、そこを見ていただいたら、やっぱり必要やと思います。

現状だけを見た小さい狭い考えじゃなくて、もっと大きく、根本的に忠岡町の教育をどうしていくのかというところ、ここを伸ばしていったら忠岡町の魅力発信にもつながると私は思っていますので、そういう大きい、広い観点からこの議案廃止については考えていただきたい。で、この議案廃止に賛成を考えている議員の方々も、どうかこの私の反対討論を聞いて、こちらに賛同していただいて反対していただけたらと思います。

議長（北村 孝議員）

他に討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

これで討論を終わります。

これより議案第36号を起立により採決をします。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

議案第36号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（北村 孝議員）

起立多数であります。

よって、議案第36号は委員長報告のとおり可決をされました。

議長（北村 孝議員）

日程第2 議案第37号 請負契約締結について（忠岡町民運動場グラウンド及び周辺整備工事）を、討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

これで討論を終わります。

これより議案第37号を採決します。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第37号は委員長報告のとおり可決されまし

た。

議長（北村 孝議員）

日程第3 議案第38号 請負契約締結について（忠岡町民運動場建築及び解体工事）を、討論を行います。討論ございませんか。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

討論をお受けいたします。まずは反対討論でございます。

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

日本共産党の討論を行います。

今回のこの請負契約の締結、これは、議案第38号のこの請負契約の締結については、日本共産党は、町民グラウンドの水はけが悪い問題を解決するために町民グラウンドの改修工事を求めてきたということがあります。議会でも取り上げてまいりました。やっと改修工事が行われるということで大変喜んでおりましたが、この契約の段階において何と疑義が、大変残念なことに疑義があるということで、昨日の付託委員会でも質問いたしましたが、疑義が晴れなかったということでもあります。

その疑義については、1つは契約の方法ですね。指名競争入札であったこと、2つ目が契約金額が7,854万円。これは予定価格に対しての落札率が99.47%であるという、大変高過ぎる金額であったということでもあります。上限いっぱいであり、ということで、この疑義が晴れないことにはこの締結については了承することができないということであり、昨日の付託委員会でも質問いたしました。

指名競争入札の結果が公表されております。これを見ますと、忠岡町は9者を指名しました。そして3者が辞退をしました。だから残り6者です。で、6者のうち2者が失格でありました。実質4者で競争をし、2者が上限ですね、だから予定価格を超えていたというので、上限いっぱい、99.47%の札を入れた1者のみだったということ、これしか残らなかったというのが結果でありまして、競争原理が働いたのかということも昨日も委員会で質問をしたわけでもあります。

ですが、疑問を持たざるを得ない結果ですね。

（議長職権により発言の一部を取消し）

ということで、忠岡町は最低制限価格の事前公表をしておりません。しておればまた違った結果もあるでしょうけれども、それがされておらず、そして指名競争入札に付されたためにこういう結果になったのではないかという疑義が晴れなかったということでもあります。

そして、もう1点の契約金額のところでありますけれども、競争入札に付したというのが、昨日の答弁では、建設工事に関しては8,000万円、税込み8,000万円以上であれば忠岡町はその要綱によって一般競争入札、先ほどの前の37号のように制限付一般競争入札に付していたと思いますが、これは8,000万円以下だからということで指名競争入札にしたという答弁でありました。

そもそもこの工事は、普通工事をね、土木と建築を分けずに一緒にされるという場合がありますけれども、分けた理由が補助金をもらうため土木と建築を分けたということでもありますので、であります、その結果8,000万円、設計金額が8,000万円以下であったのかという疑問があります。それが疑義であります。

で、これね、予定価格が7,178万円。これ税抜きですけれども、これ、最低制限価格がですね、ここに書いてあるのが6,179万3,000円ということで、予定価格に対して最低制限価格が86%なんですね。最低制限、普通一般、先ほどの議案で一般競争入札されたら86%ぐらいでしたかね。すみません、ということであったと思います。85.64%、制限付一般競争入札にすると大体このぐらいになるのに、最低制限価格がもうそういう86%ということは、最低制限価格が高かったのか、それとも上限である予定価格が低かったのかということにならざるを得ません。

で、この8,000万円、本当は超えていたのではないかという疑問が生まれました。ですが、設計金額は公表されませんので、幾らかというのは町のみぞ知ることです。ありますけれども、これ、契約金額が7,854万円、8,000万円まであと150万円足らずなんです。あと150万円あったら、まあ設計金額は分かりませんが、契約金額はあと150万円あったら8,000万円を超えているということは、設計金額よりも予定価格は低く設定されるのが普通です。高くなることはまずありません。だから、その8,000万円よりも低いはずの予定価格が本当はもうぎりぎりというところであったというところで、質問の中で「アスベストの工事をしないといけないから契約変更になると思います」という答弁が昨日あったんです。

最初から契約変更があるということで、アスベストの工事、150万で済むはずがないです。それを、絶対あるということが分かっているので、検査をして、そこまでの費用は入ってるかもしれませんが、それに。そして、工事の費用は変更契約しないといけないと。そしたらもう150万円超えますね。アスベストの工事ですから。そしたら8,000万円、超えるわけですね。

本来これ、8,000万円超えると分かっている工事であれば、8,000万円を超えなければ、1円でも超えなければもうそういった入札したらあかんということでなく、本来、地方自治法で入札はやっぱり一般競争入札が普通なんですけれども、それを指名競争入札ができるということをしているということでもありますから、もう8,000万円を超えると分かるような、それに近いものはやはり一般競争入札に付してもよかった事案ではな

いかということで。そうすればこんな少人数の入札でなく、もっと幅広く応募があつて、辞退とかじゃなくて、辞退される場所があるということは応札の意思がないということですよ。だから、応札の意思のある人たちにもっと幅広く来ていただいて、競争すれば、もう少し、99.47%ではなかったという結果が出たのではないかと。これね、安くなる、高いこの85%ぐらいで落札されていたら1,000万円ぐらい違うと思うんです。8,000万円ぐらいのものの、それがほぼ100%近い、その85%だったら1,000万円ぐらいは浮くと思うんです。

忠岡町ね、「お金、ない」と言つて、補聴器ね、年間100万円のそれも「お金がない」と言つてしないのに、何でこれは問題にしないのかと。1,000万円、本当は安く工事が落札できたのではないかとということなのに、本当に1,000万円、ぽんと出すところ、本当に財政大変なんかと。大変じゃないと思いますよ、私ね。大変じゃないから、これを何とも問題ないと。少しでも住民の税金を大事に使うために公平に公正に、そしてより安く低い金額で税金を大事に使うという、そういう入札をされたのなら賛成をしますけれども、そうではないというね、その疑義が晴れなかったということであり

ます。

我が党の河野議員も質問してましたけど、入札の改善ということ町長が掲げて当選されて、そして今、取り組まれてきたということですが、こういうことがないように改善をしたはずではないんですか。だけど、それが全く生かされてないということが昨日の委員会で明らかになったわけであり

ます。

ですから、今後こういうことがないようにということではなく、それだけではなく、この請負契約の締結、これだけ疑義があるのに、疑義があるものを晴らして、そして賛同するというのが議会の質疑のあり方であり

ます。質問ではありません。質疑です。昨日質疑が行われて、質疑で疑義が晴れなかったということであり

ます。

ということで、グラウンドの改修工事は本当に進めていただきたい。私たちの願いでもあります、残念なことに忠岡町がこのような指名競争入札にして、そしてこのような99.47%という落札率で、住民の税金が本当に大事に使われたかというふうな結果になつてしまったということについては認めるわけにはいかないということで、この請負契約締結の第38号については、私どもは賛同しかね

ます。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

続いて、賛成討論ございませんか。

7番（松井 匡仁議員）

賛成討論ではありません。

議長（北村 孝議員）

はい。

7 番（松井 匡仁議員）

今の反対討論の中の是枝議員の発言について、撤回を求めます。談合などという根拠に基づかない失言について撤回を求めたいと思います。

議長（北村 孝議員）

すみません、一旦、議事の都合により暫時休憩いたします。時間はまた追って連絡します。

（「午前10時38分」休憩）

議長（北村 孝議員）

休憩前に引き続き再開をいたします。

（「午後1時00分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（北村 孝議員）

先刻、松井議員より是枝議員の発言の取消しを求める動議が提出されました。この動議に賛成の議員はいらっしゃいますか。

（三宅議員「賛成」と呼ぶ）

議長（北村 孝議員）

賛成の議員がいらっしゃいます。会議規則第16条の動議成立要件で賛成者1名以上でございますので、動議は成立をいたしております。

「発言の取消し」の動議を議題として、採決いたします。この採決は起立によって行います。この動議のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

（起立多数）

議長（北村 孝議員）

賛成多数であります。よって「発言の取消し」の動議は可決されました。

議長（北村 孝議員）

是枝議員にお伝えします。

議案第38号の反対討論における談合に関する部分は不穏当と認めますから、発言を取り消すべきと考えます。どうですか。

6 番（是枝 綾子議員）

はい。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6 番（是枝 綾子議員）

発言、撤回しません。

議長（北村 孝議員）

是枝議員にお伝えいたします。

ただいまの「発言の取消し」について、議会の意思を尊重し、議長職権により発言の取消しを命じます。

議長（北村 孝議員）

是枝議員の発言の「談合」に関する部分は取り消されました。

議事を続行いたします。

議長（北村 孝議員）

続いて、他に討論ございませんか。議案38号について。

討論ですよ。賛成討論、反対討論。先ほど是枝議員は午前中は反対討論で終わっていますので、次は賛成討論。なければ反対討論でも結構です。

賛成討論、ございませんか。

（な し）

議長（北村 孝議員）

討論、他にございませんか。

勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

私は反対の立場から反対の討論をさせていただきます。

反対理由のうち、私の理由は2点なんですけども、発注、入札に関する反対理由については先ほど他の議員の方もおっしゃってたので、補足的に別の理由、申し上げさせていただきます。

発注の部分については、落札率が99.47%、ほぼ100%近かったというところで、ここは住民から指摘を受けても仕方がないと思っております。

次ですね。それ以外の理由ですけれども、設計段階で住民の声が反映されてないという部分です。これはもう従前から申し上げているとおりですけれども、青少年センターの廃止の議論もきちんとなされてないまま工事の発注ですね、この町民グラウンドの改修工事の議案と抱き合わせで出してきたというところで、もともと令和5年、今年ですね、年明けの3月議会の全員協議会にこの事業の説明ですね、あった時点でもう撤去するという、いろんなことが完成した状態を出してこられたというところで、全然住民の意見を聞かないまま、勝手に絵を描いて出してきた。

で、次のですかね、福祉文教の常任委員会のところでも指摘されてましたけれども、トイレの数が少ない。特に女性トイレですよ。少ないと。で、今まで町民グラウンドのトイレの利用状態が、確かにきちんと使える状態にされてなかったという現状もあって、それを引きずって踏襲して、そのまま絵を描いたように思われます。

ですので、いろんな観点から、設計段階から住民の声も聞くことなく、反映されることもなく、勝手に町のほうで絵を描いてやってきた。

そのうち、この建築工事については約8,000万円ですね、工費かかっています。この内容がやっぱり費用対効果という部分で、とてもじゃないけど、この費用に見合う内容じゃないと私は思っています。

ですので、私、もともと3月の予算委員会のときからこの改修事業そのものについては反対させていただいています。で、町は急いでる、この工事しないといけないというところで、当初、設計の段階から急いでたので、あの虚偽答弁とかのことにもなったんですけども、結局、急いでるのは杉原町長ご自身やと私も思っています。

で、百歩譲って、この2つの工事のうち、水はけの土木の工事の部分については住民の方も多く要望されてるというところで、百歩譲って認めるとしても、この建築工事の部分についてはやっぱり額とその工事の中身というところが見合わない。費用対効果の部分で、とても住民が「ああ、いい工事になったね」、「町民グラウンド、良くなったね」と、「この内容やったらこんだけお金、税金出してもいいよ」と言われる内容かというところ、私は非常に疑問だと思っています。ですので反対させていただきます。

議長（北村 孝議員）

他に討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第38号を起立により採決をいたします。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

議案第38号について、委員長報告のとおり、決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（北村 孝議員）

起立多数であります。よって、議案第38号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（北村 孝議員）

日程第4 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査についてを、議題といたします。

議会運営委員会委員長から、所管事務調査について、会議規則第74条の規定により、お手元にご配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

議長(北村 孝議員)

以上で、本臨時会に付議されました事件は、全て議了されました。

閉会に当たり、町長より挨拶の申し出がありますので、発言を許します。

町長(杉原 健士町長)

議長。

議長(北村 孝議員)

杉原町長。

町長(杉原 健士町長)

議長のお許しをいただきまして、閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

昨日より開会されました本臨時会では、ご提案いたしました諸議案について慎重にご審議いただき、ご賛同またご可決賜り、誠にありがとうございました。

本臨時会や委員会を通じまして頂きましたご意見、ご要望につきましては、その趣旨を十分尊重させていただき、今後の町政運営に活かしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、明日、明後日と忠岡だんじり祭が開催され、今年は4年ぶりにシビックセンター前において4町のだんじりが集結し、セレモニーが開催されます。地車関係者の皆様にはぜひ、事故もなく安全で楽しい祭となるよう頑張ってください、忠岡町を盛り上げていただきたいと思います。

結びに当たり、議員皆様方にはますますのご健勝にてご活躍されますよう心から祈念申し上げます。閉会に際しましてのご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

議長(北村 孝議員)

以上をもって、令和5年忠岡町議会第3回臨時会を閉会いたします。

長時間大変ご苦勞さまでございました。お疲れさまでした。

(「午後1時08分」閉会)

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和5年10月6日

忠岡町議会議長 北 村 孝

忠岡町議会議員 三 宅 良 矢

忠岡町議会議員 前 川 和 也